

## 新型コロナウイルス感染症に係る大船渡市経済対策 実施事業の概要

事業名	地域消費喚起促進事業 「ふるさと振興券」配布事業	宿泊観光回復事業 「クーポン券」交付事業
目的	新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除以降、社会経済活動の再開に向けた取組の加速化が必要であることから、影響を大きく受けている市内の飲食店、小売業及びサービス業の売上確保・消費喚起を図るため、1世帯に1万円の「ふるさと振興券」を配布する。	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光消費に最も影響のある滞在型観光の需要底上げを図るため、市内の宿泊施設を利用する観光客（市外居住者）に対し、宿泊料金の助成を行うとともに、市内飲食店や商店で使えるクーポン券を交付する。
配布対象者	市内の全世帯（約 15,000 世帯） ※令和 2 年 8 月 1 日現在で住民登録のある世帯主（外国人含む）	市内の宿泊施設を利用する観光客（市外居住者） 8,000 名
券発行額	150,000,000 円 ※1 世帯あたり、商品券 500 円券 20 枚ずつ	8,000,000 円 ※1 泊あたり、クーポン券 1,000 円券を交付。なお、クーポン券は、宿泊料金への支払いは不可。
加盟店の登録要件	<p>中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗等を有する事業者（法人・個人）で次の業種を営んでいるもの</p> <p>(1) 飲食店 (2) 小売店 (3) サービス業</p> <p>原則として、宿泊業を除く「大船渡市地域企業経営継続支援事業費補助金交付要綱」に示す業種とするが、他業種であっても、店舗等を有したうえで、上記業種に該当する営業、または、類似する営業を行っている場合は、登録可能とする。</p> <p>なお、一の建物において、小売業を行うための店舗の用に供される面積が 500 m<sup>2</sup>を超える場合、登録できないものとする。</p> <p>ただし、店舗面積が 500 m<sup>2</sup>を超える場合であっても、店舗内の区域を明確に分けたうえで、複数の事業者が利用する場合、一の事業者が店舗として利用する面積が 500 m<sup>2</sup>以下であれば、登録を可能とする。</p> <p>また、屋内施設と屋外施設を一体として小売業を行う場合、屋内施設の面積のみとし、屋外施設は含めないこととする。</p>	
券有効期間	令和2年9月25日(金) から令和2年12月31日(木)	令和 2 年 9 月 1 日(火) から令和 3 年 2 月 28 日(日)
券の換金	手数料無料	手数料無料
換金期限	令和 3 年 1 月 29 日(金)	令和 3 年 3 月 15 日(月)